

宇都宮市AEDステーション登録制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、宇都宮市内に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置している事業所等を「宇都宮市AEDステーション」として登録・公表し、施設にAEDが設置されていることを表示する標章を交付することにより、民間施設へのAED設置を促進するとともに、市民がAEDを使用しやすい環境づくりを推進することを目的とする。

（登録の申請）

第2条 「宇都宮市AEDステーション」に登録し、標章の交付を受けようとする事業所等の代表者は、宇都宮市AEDステーション登録申請書を市長に提出するものとする。

（交付要件）

第3条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該事業所等が次に掲げるすべての要件（以下「交付要件」という。）を満たしているかどうかを審査するものとする。

- （1）AEDを設置し、適正に維持管理がされていること。
- （2）従業員等に、救命講習等（普通救命講習などの、AEDの操作方法を含む心肺蘇生法を習得する講習をいう。）の受講者がいること。
- （3）営業時間又は公開時間中において、速やかにAEDを提供できること。
- （4）広く一般市民への周知を図るため、公表することを承諾できること。

（登録）

第4条 市長は、前条に規定する交付要件を満たしていると認めるときは、宇都宮市AEDステーション登録台帳（以下「登録台帳」という。）に必要事項を記載し、宇都宮市AEDステーション標章（以下「標章」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定による登録を受けた事業所等（以下「登録事業所等」という。）は、標章を当該事業所等の入口付近などの分かりやすい位置に表示するものとする。

（公表）

第5条 市長は、登録事業所等の名称、所在地等を市民に周知するため、次に掲げる方法により公表するものとする。

- （1）宇都宮市のホームページによる公表
- （2）その他救急医療やAEDの普及啓発に関する資料等による公表

(変更に関する届出)

第6条 登録事業所等の代表者は、登録した内容に変更があった場合は、速やかに宇都宮市AEDステーション変更届出書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更の届出を受けたときは、登録台帳の記載事項を修正するものとする。

(登録の抹消)

第7条 登録事業所等の代表者は、交付要件を満たさなくなった場合又は登録の抹消を希望する場合は、速やかに宇都宮市AEDステーション抹消届出書を市長に提出するとともに、標章を返還するものとする。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、登録台帳の記載を削除するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、登録事業者等が交付要件を満たさなくなったときその他標章を交付することが適当でないと認めたときは、登録台帳の記載を削除し、登録を抹消することができるものとする。

(登録事業所等の責務)

第8条 登録事業所等は、次に掲げる責務を負うものとする。

(1) 従業員等に対して救命講習等の受講を支援し、応急手当に必要な知識及び技能の普及に努めること。

(2) AEDの日常点検を実施し、消耗品の耐用期限内における更新を行うなど、AEDの維持管理を適切に行うこと。

(様式)

第9条 この要綱に規定するAEDステーション登録申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。